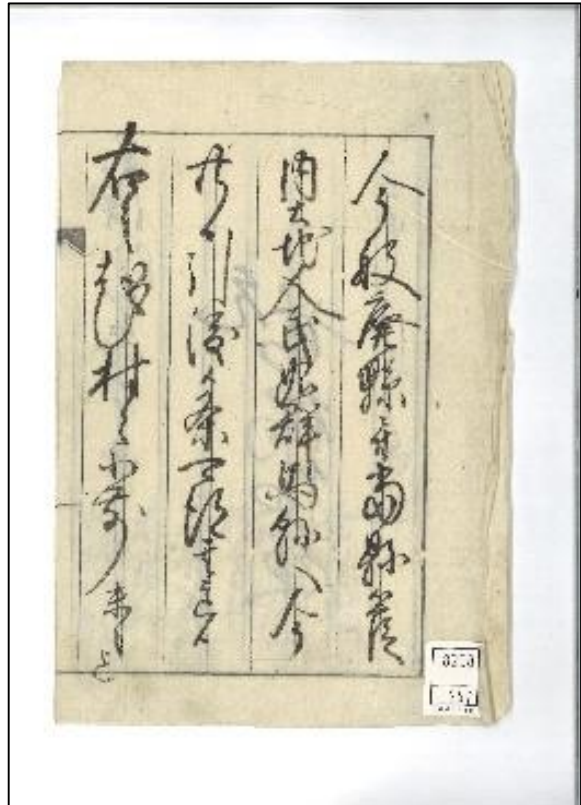


群馬県立文書館 教材活用史料詳細カード 20

請求番号	P8208	文書番号	347	年代	明治5年(1872)
史料名	〔廃県ニ付土地人民群馬県ニ引渡旨布達〕 (廃藩置県関係 前橋県から群馬県へ引継)				
形態	綴	複製	あり	なし (展示利用レプリカ、デジタル画像)	
備考	<p>寄託文書 (鈴木順一家文書)</p> <p>以下の史料と併せることでさらに効果的な活用が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県歴史・群馬県行政文書 (第1次群馬県 成立の布告 (写)) ・展示用「群馬の成立ち」パネル ・tsulunos 動画(YouTube)「文書館収蔵資料でみる 群馬県ができるまで」 				
史料概要	<p>明治4年の廃藩置県により成立した前橋県。同年10月群馬県の誕生により廃止となり、旧前橋県が管理した「土地や人民を、群馬県に引き渡す」と、村々に通知している文書。</p> <p>(群馬県の成立については、明治4年10月28日の太政官布告の写し史料あり。 A0387B0G 2524「群馬県歴史」)</p>				
指導要領 (内容)と の関連	<p><小 6> (2)ーアー(ケ) 廃藩置県などの改革</p> <p><中 歴> C-(1)ーアー(イ) 明治維新と近代国家の形成</p> <p>C-(1)ーイー(ア) 明治政府の諸改革の目的</p> <p><高日探> D-(2)ーアー(ア) 近代の特色を示す歴史資料</p>				
活 用 例					
活用単元	明治維新と我が国の近代化 (廃藩置県) 、または郷土学習 (わたしたちの群馬県)				
活用場面	近代化政策の一つである、廃藩置県について学ぶ導入場面での活用。				
活用方法	文字史料であり、児童・生徒が主体的に読解することは難しいが、解説文をあわせて提示することで、書かれている内容に触れることが可能となる。史料中の「前橋県庁」の文字に着目するところで、廃藩置県を郷土の歴史として身近に感じることができると考えられる。また、群馬県成立 (A0387B0G 2524「群馬県歴史」) とあわせて活用することで、廃藩置県についてもさらに理解を深めることができると考えられる。				
予想される 生徒児童の 反応など	廃藩置県というと、すぐに「県」ができたと考える児童生徒もいると思われるが、藩を廃して県を置いた後、統合して県 (群馬県) が成立したことを身近な歴史事象として感じることができると思われる。また、「群馬県民の日」の説明 (10月28日) などを織り交ぜて活用を図ることで、郷土への理解の高まりが期待できる。				

〔廃県二付土地人民群馬県ニ引渡旨布達〕 (P8208 347) 明治5年



(明治五年：一八七二) (B)

今般廢県ニ付、当県管
 (今般廢県に付、当県管)

内土地人民始、群馬県へ今
 (内土地人民始め、群馬県へ今)

廿日引渡候条、可レ得ニ其意一候
 (二十日引き渡し候条、其(そ)の意を得べく候)

右之趣、村々小前末々迄
 (右の趣(おもむ)き、村々小前(こまえ)末々迄)

不レ洩様、至急可ニ申聞一もの也
 (洩(も)れざる様、至急(しきゆう)申し聞けべきもの也)

元
 前橋県庁朱印

壬申二月廿日

北通

幸塚村

上細井村

嶺むら

横室村

石井村

米野村

森下村

日影南郷

右村々

取締

頭取名主

〔旧利根村・鈴木家文書 P 8 2 0 8 No. 3 4 7〕

【8用語】

廢県 (はいけん) … 廢藩置県で成立した県を廢止すること

小前 (こまえ・こまい) … 本百姓、一般の高持ち百姓のこと

至急 (しきゆう) … 極めて急ぐこと、大急ぎ

申聞 (もうしきける) … 言い聞かせること

北通 (きたどおり) … 前橋町の北方に位置し、赤城山麓地域の村々の通称
 頭取名主 (とうどりなぬし) … 村々の名主の中で主導的役割を担った者、
 代表者

群馬県歴史 (A0387B0G 2524) 明治 18 年 (廃藩置県関係 群馬県の成立)

